

指定施設とは

定義

有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設とする。

- ①有害物質（下表 1）を貯蔵しているか使用している施設
- ②指定物質（下表 2）を製造、貯蔵、使用若しくは処理している施設

指定施設から有害物質や指定物質を公共用水域に流出させたり、地下浸透させたりした場合には、被害拡大を防ぐための応急措置や市長に報告する義務があります。

表 1. 有害物質一覧

物質番号	物質名	物質番号	物質名
1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふっ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

表 2 指定物質一覧

物質番号	物質名	物質番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	29	p - ジクロロベンゼン
2	ヒドラジン	30	フェノブカルブ (BPMC)
3	ヒドロキシルアミン	31	プロピザミド
4	過酸化水素	32	クロロタロニル (TPN)
5	塩化水素	33	フェニトロチオン (MEP)
6	水酸化ナトリウム	34	イプロベンホス (IBP)
7	アクリロニトリル	35	イソプロチオラン
8	水酸化カリウム	36	ダイアジノン
9	アクリルアミド	37	イソキサチオン
10	アクリル酸	38	クロルニトロフェン (CNP)
11	次亜塩素酸ナトリウム	39	クロルピリホス
12	二硫化炭素	40	フタル酸ビス (2 - エチルヘキシル)
13	酢酸エチル	41	アラニカルブ
14	メチル - t - ブチルエーテル	42	クロルデン
15	硫酸	43	臭素
16	ホスゲン	44	アルミニウム及びその化合物
17	1,2 - ジクロロプロパン	45	ニッケル及びその化合物
18	クロルスルホン酸	46	モリブデン及びその化合物
19	塩化チオニル	47	アンチモン及びその化合物
20	クロロホルム	48	塩素酸及びその化合物
21	硫酸ジメチル	49	臭素酸及びその化合物
22	クロルピクリン	50	クロム及びその化合物 (六価クロム除く)
23	ジクロロボス (DDVP)	51	マンガン及びその化合物
24	オキシデプロホス (ESP)	52	鉄及びその化合物
25	トルエン	53	銅及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	54	亜鉛及びその化合物
27	スチレン	55	フェノール類及びその塩類
28	キシレン	56	ヘキサメチレンテトラミン